

第4回

## 函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会会議録

開催日時	平成 28 年 11 月 28 日（月） 13時30分～15時00分
開催場所	函館市環境部 4階大会議室
議 題	1 青森市清掃工場の調査報告について 2 施設整備予定地の第1次選定について 3 施設整備予定地の第2次選定の進め方について
出席委員	浅木洋祐委員 荒井喜久雄委員 澤村秀治委員 小貫恭也委員 村林捷司委員 山本正子委員 築田敬子委員
事務局の出席者の職・氏名	対馬環境部次長 岡崎新廃棄物処理システム担当課長 高清水日乃出クリーンセンター所長 西田環境推進課長 三上環境推進課主査 松橋環境推進課主査 大西環境推進課主査 (株)ドーコン 2名
その他	報道機関 2名 傍聴者 3名

三上主査	<p>定刻になりましたので、ただいまから、第4回函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会を開催いたします。</p> <p>私は、本日の進行役を務めます環境部環境推進課の三上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>初めに、本日の委員会は、委員9名中7名の出席がございますので、設置要綱第6条第3項の規定により、委員会として成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、菊池委員、竹内委員は、本日は所用により欠席する旨、連絡を受けております。</p> <p>それでは、本日の資料の確認をいたします。</p> <p>まず、先日、皆様へ郵送しております「前回委員会の会議録」、 「資料1～3」を本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出ください。</p> <p>続きまして、議事となりますが、規定により、委員会の議長は委員長が務めることになっておりますので、澤村委員長、よろしくお願ひいたします。</p>
澤村委員長	<p>それでは、皆様、本日はお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>委員長を仰せつかっております澤村でございます。本日はよろしくお願ひします。</p> <p>本委員会は、今回の委員会からいよいよ用地の選定ということになってまいります。本委員会は函館市環境部から依頼されている委員会であると同時に、我々は市民の代表としてどんどん意見をいう立場にあります。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、前回の会議録の確認を行います。</p> <p>既に郵送されていると思いますが、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(「なし」と発言する者あり)</p> <p>それでは、これをもって前回の会議録は了承されたということになりますので、この会議録はホームページで公開ということになります。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題1 青森市清掃工場の調査報告について、調査に参加された委員を代表して、村林委員からご説明をお願いいたします。</p>
村林委員	<p>村林です。</p> <p>前回、青森市の清掃工場を見学させていただきました。</p> <p>調査日時は、10月24日、午後1時30分から3時30分までの約2時間をもって、工場見学をいたしました。</p> <p>参加者は、検討委員会の委員5名、事務局から4名でした。</p> <p>青森市のほうからは、3名の職員に対応していただきまして、丁</p>

	<p>寧な説明を受けました。</p> <p>調査内容については、資料1の2ページから4ページにかけて、調査票に対する青森市の回答を記載しています。</p> <p>資料1を参照してください。</p> <p>主な特徴として、以前の工場に沿った排ガス規制値を設定していること、発電能力が高く、多くの売電をしていること、施設建設地として、市の最終処分場の隣接地を選定したことなどがあります。</p> <p>また、4ページから5ページにかけて、委員からの主な質疑応答を記載しています。</p> <p>各委員からは、施設内容、環境保全、エネルギー利用、管理運営、広報・啓発について活発に質問をされ、青森市職員からは丁寧な答えをいただきました。</p> <p>工場はまだ新しい施設なものですから、工場内の設備、見学の経路など、かなり近代的な設備が整っている工場だと感じました。</p> <p>工場内には、これからの見学者対応も含めて、中央監視室や炉の設備などをガラス越しで見ることができました。青森市も新しい設備ですから、小学生の子どもやいろいろな方々の見学を想定し、設備が設置されたように見受けられました。</p> <p>これから函館市も見習って、そういう設備を設けられたらよろしいかなと感じながら帰ってまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
澤村委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま村林委員からご説明がありましたが、他の参加された委員から補足することはございませんか。あるいは、質問、ご意見はございませんか。</p>
築田委員	<p>大きな印象ですが、やはり、廃棄物の施設について、市民の協力なしではいけないということです。ごみの分別をしっかりと行っていくことで、もちろん減量にもつながっていくのですが、実際に小さな積み重ねが大きなことになっていくのではないかという印象を受けました。減量をするには、やはり市民の協力を得て、分別をかなりしていかなければいけないと思いますし、目標値を立てるだけではなく、どう具体的に進めていくのかということが非常に重要ではないかと感じて帰ってまいりました。</p>
澤村委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の築田委員からのご感想、ご意見ですが、これについて、青森市のほうから取り組み体制ということで説明があったのでしょうか。</p>
岡崎課長	<p>青森市も、今回の施設を建設するに当たって、施設整備前からごみの減量化はかなり取り組まれたということで、質疑応答にも書いておりますが、生ごみ対策としてダンボールコンポスト等の施策を進めるということや、青森市はステーション方式でごみの収集を行</p>

	<p>っておりますが、今年の4月からステーションに持ち込む際の指定袋制度を導入し、購入した袋に入れるような方式に改めたということと、その袋に分別項目等を印字して、市民に対するPRを進めているということです。それでも、減量化についてはなかなか難しいところがあるという担当主査のお話がありました。</p> <p>築田委員がおっしゃるとおり、これからの施設規模等を考えますと、第3次廃棄物処理基本計画での目標に向けて啓発・広報事業も強化しておりますので、小型家電や古着等の拠点回収等も含めて、本市としても進めていかなければならないと十分認識しているところでございます。</p>
澤村委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>築田委員と同意見ですけれども、実際に見学した限りでは、今、事務局から分別袋のお話がありましたが、ごみピットを見る限りでは、あまり分別をしっかりとされていないような印象を受けました。</p> <p>もう1つは、大型のごみです。例えば自転車等の不燃粗大ごみです。それも破碎の過程を経て、そのまま焼却炉に送られるということが説明されまして、実際に見学し、そこにある自転車が施設の中に入っていくのです。やはり、新しい施設ですから、そういうものも加味された施設だなと感じました。</p> <p>ただ、その反面、市民の皆さんのごみに対する意識がどのように変わっていくのか。むしろ、反対にごみの量が多くなってくるのかなという気がしなくもなかったです。</p>
澤村委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>青森市も、システムを変えて取り組みを始めたばかりということですので、我々としてもこれから注目していけば良いと思います。</p> <p>私からですが、最新の施設ということで、エネルギー回収が優れているというか、回収効率が良いというか、そこについて何か説明がありましたか。</p>
岡崎課長	<p>資料の2ページ目の調査票の「12 エネルギー利用方策」のところに、発電能力、効率、総発電量というところがございます。新しい施設で最新の機器を入れているということで、発電効率が19%とかなり高くなっており、それに伴う発電量も大きくなっております。その利用先としては、場内で使う以外については場外利用として売電を行っており、発電で電気として利用するのが一番効率が良いということで、発電に特化されたエネルギー利用をされているという話を伺っておりました。</p>
澤村委員長	<p>ありがとうございます</p> <p>これは、熱供給の利用はないということですね。</p> <p>熱供給は、近くに受け入れ先がないと設備をつくっても輸送しな</p>

	いとだめですが，場内での熱の利用はないということですね。
岡崎課長	熱につきましては，14のところに記載してありますように，場内の利用になりますが，下水・し尿汚泥の乾燥に一部，余熱利用ということで回していて，それ以外については発電に回しているという説明でした。
澤村委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに，今の件についてはよろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」と発言する者あり)</p> <p>それでは，今の青森市清掃工場の調査報告については，資料のとおりといたします。</p> <p>続きまして，議題2の施設整備予定地の第1次選定について，事務局からご説明をお願いいたします。</p>
岡崎課長	<p>それでは，「議題2 施設整備予定地の第1次選定について」ご説明いたします。</p> <p>お手元の「資料2 施設整備予定地の第1次選定について(案)」をご覧ください。</p> <p>この資料は，9月に開催した第2回計画検討委員会でご説明した「施設整備予定地の選定フロー」に基づき，第1次から第3次まで段階的に選定を進めるに当たり，最初に第1次選定の考え方とその選定結果の案をお示しするものです。</p> <p>初めに，「1 検討対象地域の設定」ですが，第2回計画検討委員会のフローの際，施設整備予定地選定に当たっての対象地域の前提条件でご説明申し上げましたとおり，本市において，現行の日乃出清掃工場は，都市施設として都市計画に定めておりまして，新たな焼却施設についても，現施設と同様に都市施設として定めることとしておりますことから，基本的に，図1に示しております都市計画区域を対象として選定を進めてまいります。</p> <p>次に，「2 施設整備の回避地域の設定」ですが，選定プロセスを明らかにするための第1次選定として，焼却施設の建設ができない，または相応しくない地域(回避地域)を抽出し図示した立地回避図(ネガティブマップ)を作成するものでございます。</p> <p>土地利用規制に係る関係法令等を整理したものを，資料の2ページの表1に掲げております。</p> <p>「1 土地利用計画関係」として，建築基準法，都市計画法など記載の17の法律や条例，「2 防災関係」として，土砂災害防止法，急傾斜地崩壊災害防止法など3つの法律，「3 自然環境保全関係」として，自然公園法，森林法など6つの法律や条例，「4 廃棄物処理施設整備関係」として，廃棄物処理法，大気汚染防止法など7つの法律があり，合計で33の法律，条例等があります。</p> <p>次に，3ページになりますが，ただいまの関係法令等に基づき，</p>

土地利用計画との整合性，防災面への配慮，自然環境の保全を基本として設定する回避地域を表2に掲げております。

これらをまとめて図示したものが，資料4ページの「第1次選定立地回避図（ネガティブマップ）」ですが，これから，各回避地域ごとに，正面のモニターに映しながらご説明したいと思います。

初めに，函館市全図ですが，黒い線で囲まれたところが函館市の行政区域になります。

旧函館市，戸井支所，恵山支所，榎法華支所，南茅部支所となります。

そして，都市計画区域は，太い黒線で囲んだ区域になります。面積については，函館市全体約677.9km<sup>2</sup>のうち，都市計画区域は約143.2km<sup>2</sup>で，全体に占める割合は約21.1%になりますが，人口においては，今年の10月末現在で，函館市全体26万5,936人のうち，都市計画区域では25万3,573人で約95.4%を占めております。

続いて，これは，都市計画図ですが，本市の都市計画の概要を示した地図であり，本市は函館山をかなめとして扇状に市街地が広がっており，市内の主な道路として，広域幹線道路として，函館新道，上磯新道，今整備中の新外環状線があり，国道については，国道5号（放射1号線），国道227号・228号，国道278号，これは海岸通で，放射2号線とも言います。あとは国道279号があります。道道では，主要道道函館南茅部線，主要道道函館上磯線，これは一般的に産業道路あるいは外環状線と言われています。それと，一般道道赤川函館線，一般道道五稜郭公園線，これは中環状線とも言います。これらがございます。

鉄道については，JR函館本線，道南いさりび鉄道線等があります。

次に，主な目標となる建物等についてですが，日乃出清掃工場，函館市役所，JR函館駅，五稜郭公園，JR五稜郭駅，函館市青果物地方卸売市場，JR桔梗駅，新中野ダム，道南四季の杜公園，公立はこだて未来大学，笹流ダム，亀田支所，七五郎沢廃棄物最終処分場，銭亀沢支所，湯川支所などがございます。

都市計画区域は，大きく市街化区域と市街化調整区域に分かれておりまして，市街化区域は，着色されている区域で，住居系，商業系，工業系等の12種類の用途地域に区分されます。

次の図は，その中で住居系市街地を示したもので，高密度の高度利用住宅地は，函館駅前・大門地区，本町・五稜郭・梁川地区，美原地区の商業業務拠点およびその周辺地区，元町・末広地区，湯川地区の観光拠点およびその周辺地区，沿道では，放射1号線，放射2号線，中環状線，外環状線の各路線の沿道に配置されております。

また，低中層の中密度の一般住宅地は，外環状線，いわゆる産業道路から内側の地域に配置されております。

低層低密度の専用住宅地につきましては、函館新道の西側の地域、外環状線から現在赤川ICまで供用し、空港ICまで整備中の新外環状線の内側に配置されております。

次の図は、商業系、工業系等市街地を示したもので、商業系に関しまして、中心商業業務地について、まず、函館駅前・大門地区、本町・五稜郭・梁川地区、美原地区、湯川地区に配置されております。

また、拠点商業業務地については、元町・末広地区に配置をされております。

沿道商業業務地は、中心商業業務地や拠点商業業務地を相互に結ぶ主要幹線道路沿道などの交通利便性の高い地区にそれぞれ配置されております。

工業系に関しましては、専用工業地は、弁天、浅野、港町の各地区に配置し、一般工業地は、吉川、北浜、西桔梗などの各地区、鈴蘭丘地区の臨空工業団地、桔梗地区のテクノパークに配置されております。

これから、順次、回避地域をお示しします。

最初に、市街化区域に係りまして、「工業系以外の用途地域」からし色の地域ですが、回避すべき理由として、用途地域により建築物の用途や規模等の規制があり、また、「都市計画運用指針」において、ごみ焼却場は工業系の用途地域に設置することが望ましいとされていることから、「工業系以外の用途地域」を回避地域とするものであります。

次に、市街化調整区域に係りまして、「既存集落および既存住宅地」、オレンジ色の部分ですが、これらは、市街化調整区域として都市計画が決定される以前から集落等が形成されていたり、条例で指定された地域で建築物等の制限があることから、先ほどの「工業系以外の用途地域」と同様に回避地域とするものです。

主な区域として、桔梗・西桔梗地区、具体的には桔梗駅裏や道立函館高等技術専門学院周辺、林業試験場の周辺、桔梗小学校周辺が当ります。また、赤川地区、赤川小学校、赤川中学校、低区浄水場のあたりです。それと、亀田中野地区、陣川地区、東山地区です。亀尾地区、高松地区、これは空港団地と呼ばれるところです。函館空港南地区、新湊・古川・石崎地区が該当いたします。

続いて、「農用地区域」という黄色の区域ですが、これは、農業振興地域整備法に基づき、将来にわたって農業のために利用する土地として設定され、農地以外の利用が厳しく制限されていることから、回避地域とするものです。

主な区域として、三軒家地域および西桔梗地域、中の沢高台・石川高台地域、陣川地域、鈴蘭丘地域、旭岡地域、赤坂・中野地域、

亀尾地域，豊原・鶴野地域等が該当いたします。

続きまして，「航空法に基づく制限表面」として，破線で囲まれた区域になります。

函館空港に係りまして，航空機の安全な航行等を図るため，航空法に基づきさまざまな制限がありますが，こちらが延長3,000メートルの滑走路を有する函館空港になります。

この着陸帯の端から50分の1の勾配で，長さ3キロメートル，末端幅1.2キロメートルで，赤い点線で囲まれた区域である「進入表面」と，空港の標点を中心に半径4キロメートルにわたり45メートルという高さ制限がある黒い点線で囲まれた「水平表面」について，回避地域とするものです。

次に，「水資源保全地域」，青色の区域ですが，これは，平成24年に制定された北海道水資源保全条例に基づき，将来にわたる水源の維持増進を図るため，保安林と同様に開発等の土地利用に制限がありますことから，回避地域とするものです。

該当区域といたしまして，同条例に基づき平成26年に地域指定された亀田川地区水資源保全地域，汐泊川地区水資源保全地域があります。

さらに，「公園・緑地等」という緑色の区域でございますが，用途地域を除き，丸で囲んだ部分になりますが，これらは都市計画法や都市公園法に基づき，将来的にレクリエーションや自然との触れ合いの場として保全すべき地域ということで，回避地域とするものであります。

主な区域として，函館山緑地，昭和公園，道南四季の杜公園，東山墓園，見晴公園，市民の森，根崎公園などが該当いたします。

次に，「急傾斜地崩壊危険箇所」という薄いグレーの区域になりますが，具体的には，函館山，笹流ダム・公立はこだて未来大学・新中野ダム付近にかけて，松倉川・湯の川沿い，函館空港から白石オートキャンプ場方面沿い海岸線付近等が該当いたします。

続いて，「土石流危険溪流」ということで，紫色のところですが，こちらも急傾斜地崩壊危険箇所と同様に，土砂災害防止法等を踏まえて，国の点検要領に基づき，北海道が調査し，危険等を公表した箇所ですので，施設建設を避ける必要があることから，回避地域とするものでございます。

「土石流危険溪流」の主な区域としますと，函館山，新中野ダム付近，鱒川町・米原町・白石町等にかけて図示した箇所が該当いたします。

続いて，森林関係ですが，市有林，道有林等の「森林地域」，これは薄緑色の区域ですけれども，森林法等に基づき，水資源の確保，災害防止等のため，樹木の伐採等に制限があります。

	<p>「森林区域」の主な区域として、七飯町の境界線付近から鱒川町を経て、白石町付近の陸側に広がっているところが主なところになっております。</p> <p>次に、森林法に基づく「保安林」、ドットで示された区域ですが、水源のかん養、土砂流出の防止等のため、開発等の土地利用に制限がありますことから、回避地域とするものでございます。</p> <p>また、「保安林」の主な区域として、水源かん養保安林、土砂流出防護保安林等である笹流ダム・新中野ダムの地域一帯と、蛾眉野町一帯等のほか、風致保安林として本通町付近が指定されております。</p> <p>続きまして、「鳥獣保護区」、斜線で示された区域ですが、これは、鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護等の見地から指定された区域であり、自然保護の観点から回避地域とするものです。</p> <p>該当区域として、函館山鳥獣保護区特別保護地区、亀田川水源地鳥獣保護区、鉄山鳥獣保護区特別保護地区が指定されております。</p> <p>次に、「北海道自然環境等保全条例の指定区域」ということで、肌色の区域ですが、北海道条例に基づき自然景観地として保護すべきと指定された区域で、その趣旨から回避地域とするものであります。</p> <p>該当区域として、国道5号の赤松街道のところになりますが、亀田松並木環境緑地保護地区、笹流自然景観保護地区、陣川環境緑地保護地区があります。</p> <p>最後に、これは、回避地域ではなく、施設整備ができる区域となりますが、最初にご説明しました「工業系以外の用途地域」と対になる「工業系用途地域」、濃いグレーの区域で、現在の日乃出清掃工場もその区域になりますが、ここは、施設整備が可能な区域となります。</p> <p>主な区域として、函館湾に面する地域、JR五稜郭駅から昭和町にかけて、臨空工業団地、日乃出清掃工場付近から競輪場にかけて、函館空港前面海岸線の地域が該当いたします。</p> <p>これまでご説明いたしました各回避地域と最後の「工業系以外の用途地域」を1枚の都市計画図に重ねたものが4ページの「第1次選定立地回避図（ネガティブマップ）」でありまして、回避地域を除いた区域、具体的には濃いグレーで示した「工業系の用途地域」とその他回避地域の色塗りがされていない白地の区域、それに航空法による制限がある区域を除いた区域を対象に、第2次選定以降の施設整備予定地を検討していくものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
澤村委員長	<p>ただいま、資料2と施設をつくることができない地域、ネガティブマップの詳細について事務局から説明をいただきました。</p>

	まず、これについて委員の皆様からご質問等がございますでしょうか。
小貫委員	4ページのネガティブマップですが、2ページの立地規制に係る法律の1, 2, 3番目は全て区切られていると理解して良いのでしょうか。
岡崎課長	2ページ目にある表1の立地規制関係の法令等に基づいて設定した3ページの表2に書いている回避地域の1番から12番を図示したものが、4ページのネガティブマップになります。
澤村委員長	ほかはございますでしょうか。
村林委員	今のネガティブマップについて細かい地形を出せないのでしょうか。
岡崎課長	確かに縮尺が大きいかもしれませんが、第1次選定としまして、どういうところが立地回避になるかというところをご説明させていただき、次の議題になりますが、第2次選定以降については、具体的な候補地の箇所を、もう少し周りの状況をお示ししながら説明をさせていただこうと考えておりました。第1次選定におきましては、全市的な捉えとしてどういう立地規制があり、結果的にそれから除外されて白地のところや工業系のところを範囲ということをお示しを大つかみしていただきたいということで作成したものがこちらのマップです。これから具体的な選定を行うときには、委員がおっしゃるような周りの状況がわかりやすい資料でお示ししたいと考えております。
澤村委員長	ほかにかがででしょうか。
荒井委員	ネガティブの反対はポジティブということになりますが、濃いグレーの部分と白地の部分は建てるのが可能なのですね。ただし、航空法上の規制がある円の中はだめというふうに理解して良いですか。
岡崎課長	委員のおっしゃるとおりです。
村林委員	45メートルの高さ制限をクリアすればできる範囲もあるわけでしょう。
岡崎課長	45メートルの範囲については、日乃出の清掃工場の煙突も59メートルということで、丸で描きました水平表面や進入表面につきましては、例外なく規制があるものですから、このエリアについては実質的に煙突を伴う焼却工場を建てることは難しいと捉えています。
村林委員	それであれば、最初から外して良いのではないですか。
岡崎課長	塗りつぶすとわかりにくいので、その部分を破線でお示ししたというのが航空法の回避図となっております。
澤村委員長	この白い部分についても、実際には適しない地形なりが含まれていますし、現在の利用状況等があるわけですから、今後、それぞれについて詳細を見ていくことになると思います。 ほかにかがででしょうか。

浅木副委員長	<p>自然災害についてですけれども、土石流とか急傾斜地というのはちゃんとされているのですが、地震とか津波は特に問題ないと考えてよろしいでしょうか。</p>
岡崎課長	<p>第1次選定の段階では、先ほど申しました急傾斜地と土石流危険渓流を外す要件としておりますが、今、浅木副委員長が言われましたハザードマップ上の津波・河川浸水等の浸水区域につきましては、後ほど、具体的な箇所についての状況を第2次選定の評価項目として考えたいと思います。</p> <p>はじめにエリア的に捉えるとすると、函館市の場合はかなり広い地域が浸水域になりますので、急傾斜地、土石流危険渓流を除外地域として捉えたところです。</p>
澤村委員長	<p>そのほか、いかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>重複するかもしれませんが、濃いグレーの部分と白の部分は、オーケーということですね。濃いグレーのところは理解できると思うのですが、白の部分も随分点在しておりますので、第2次の具体的な立地図につきまして出していただければと思いますが、それでよろしいですね。</p>
岡崎課長	<p>エリア的なもので示しておりますので、ネガティブマップから外れたところについても、ここが全てということではなくて、例えばもう既に利用されている土地や、地形地質の問題や、面積が確保できないところなどいろいろな要素がありますので、このエリアの中から第2次選定として、まずは十数か所の候補地を抽出して、その抽出された箇所については、委員の方が検討するのに足るだけの具体的な情報、周りの様子などを含めた資料にしたいと考えております。</p>
澤村委員長	<p>そのほかいかがでしょうか。</p> <p>(「なし」と発言する者あり)</p> <p>このネガティブマップを見るだけでもかなり厳しいという感じもいたします。この工業地域も、今、実際に使われているところでしょうから、この中からまた適地を絞り込んでいくことになろうかと思えます。</p> <p>それでは、施設整備予定地の第1次選定については、今説明がありました資料2のとおりといたします。特に修正等の意見はございませんでしたので、このとおりでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と発言する者あり)</p> <p>それでは、そのように決定ということにいたします。</p> <p>続きまして、議題3です。既にお話が出ておりましたが、施設整備予定地の第2次選定の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
岡崎課長	<p>それでは、「議題3 施設整備予定地の第2次選定の進め方」に</p>

ついてご説明いたします。

お手元の「資料3 施設整備予定地の第2次選定の進め方について(案)」をご覧ください。

この資料は、先ほどの第1次選定の結果に基づき行う第2次選定の進め方として、設定する基本条件、候補地のリストアップに係る抽出や除外要件等の案をお示しするものです。

最初に、「1 基本条件の設定」ですが、第2次選定では、先ほどのネガティブマップに基づき、候補地を段階的に絞り込み、第3次選定で評価する候補地を選定することを予定しており、そのために、まず初めに基本条件を設定するものです。

「(1) 候補地の面積」として、他都市等の施設の実績に基づき、施設整備に係る最小の面積を算定いたしますと、焼却施設単独で12,000㎡、1.2haです。また、破碎選別施設を併設する場合は17,000㎡、1.7haになりますことから、12,000㎡、1.2ha以上確保できることを候補地の基本条件といたします。

「(2) 現在地」ということで、今の日乃出清掃工場の扱いにつきましては、第2回検討委員会でご説明しましたとおり、市議会所管委員会等での議論を踏まえ、現行の日乃出清掃工場の建物を活用した抜本的なプラント改修、具体的には、現行の建屋を利用したうえで焼却炉等を順次更新するプラント更新の可能性についても新規整備と並行して検討することとし、現在地を候補地として取り扱うことといたします。

次に「2 候補地のリストアップ(10か所程度)」についてですが、「(1) 候補地の抽出」として、第1次選定における回避地域以外の地域を対象に、まず、国道、道道、都市計画道路である市道のいわゆる主要道路から2km以内の地域で、市有地、民有地等の未利用地を抽出いたします。

続いて、「(2) 候補地の除外」として、抽出した箇所から、地形・地質等の要件を考慮し、施設整備に適さない箇所を除外いたします。

具体的な除外要件として、「(ア) 地形、地質」では、土地の高低差が20m程度以上の土地や泥炭等の軟弱地盤である土地を除きます。

「(イ) 周知の埋蔵文化財包蔵地」についてですが、埋蔵文化財は、実際に現地で施工しなければ判明しないものではありませんけれども、少なくとも、既に埋蔵文化財を包蔵していると広く認識されている箇所については除外することといたします。

続いて、「3 候補地の絞り込み(数か所)」についてですが、整備予定地の選定フローに基づき、10か所程度をリストアップされた候補地をさらに数か所に絞り込むための選定要件、評価基準について検討を行うものですが、先ほどご説明した「2 候補地のリストアップ(10か所程度)」の結果について、次回委員会にお示しする

	<p>予定であり、その結果を踏まえて、あわせて絞り込むための選定要件等についてご検討いただきたいと考えております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
澤村委員長	<p>ただいま、施設整備予定地の第2次選定の進め方についてご説明がありました。</p> <p>今の件について、委員の皆様からご質問、ご意見はございますでしょうか。</p>
小貫委員	<p>今の説明の中で、資料3の(1)と(2)の現在地と候補地の関係ですが、これは並行して検討を進めるということによろしいのですか。</p>
岡崎課長	<p>今段階では、並行して検討を行うことを考えております。</p>
小貫委員	<p>もう1点は、現在地につきましては、過去の経過の中で住民合意の関係があると思うのですが、そこら辺はどのような形でクリアされているのかと思います。</p>
岡崎課長	<p>現在地の部分につきましては、先ほどご説明しましたとおり、現在地で新規建設は難しく、抜本的なプラント改修を前提とすることから、その中に、技術的な課題のほかにさまざまな問題があります。前にもお話をしました未処理のごみの問題や建屋の問題、近隣住民合意の問題などという課題がありますので、それらも合わせて課題として捉えたうえで、候補地の一つとしてこれから検討していきたいと考えております。</p>
澤村委員長	<p>ほかはいかがでしょうか。</p>
村林委員	<p>施設の面積の件で、12,000㎡というのは、3基の炉を用意した場合にこの面積が必要ということですか。</p>
岡崎課長	<p>今想定しておりますのは、前に整理したストーカ式の日能力300tということで、ベースにあるのは3炉体制を基本と考えております。</p>
村林委員	<p>3炉ということは理解しますが、これから人口は減ることが予想されており、前回、青森市の施設を見た場合、青森市と函館市は人口的に類似していますが、現在、青森市は2基で操業して、何とか対応できている状態であることを確認しました。函館市も、行く行くは人口減を予想すれば、2炉でも間に合うのではないかとということも考えられるので、この面積がもし2炉になった場合の面積はどのくらい減になるのか。そういうことが今わかっているのであればお示してください。</p>
岡崎課長	<p>3炉か2炉かということについては、昨年度の技術検討委員会でもご議論いただきまして、検討結果報告をいただいておりますが、日能力の300tは変わらずで、3炉でしたら100t×3炉ということ、2炉でしたら150t×2炉になります。大きさの面で言いますと、2炉のほうが若干コンパクトになる要素はあろうかと思いますがけれども、函館市の場合、ほかに代替施設がないことから、炉のトラブル</p>

	<p>のリスクを考えると、3炉が望ましいということです。</p> <p>また、3炉の場合、ごみの季節的な量や状況に応じての炉の運転の柔軟性が増すことが考えられます。あとは、いろいろな考え方の中で、経済性ということから2炉という考え方もあります。3炉を基本としながら、基本設計時までには炉数についても整理をしたいというのが現在の検討状況です。</p>
村林委員	<p>3炉が基本である場合も、腹案として2炉の場合も計画上にのせておくべきではないかと思います。</p>
岡崎課長	<p>計画上の炉数の記載につきましては、今後、取りまとめをする際に、委員会の方でご協議いただければと考えております。</p>
澤村委員長	<p>300tで3炉構成というのは、昨年行われた技術検討委員会でもかなり議論されています。やはり、処理施設の強靱性や柔軟性を考えると3炉が望ましいだろうということになっております。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>面積の関係ですが、焼却炉に関しては3炉という話が出ていました。破碎選別施設ですが、結局、土地が17,000㎡得られたら破碎施設を建てられるということなのでしょう。</p> <p>私も前の資料を見ていたのですが、焼却炉のストーカー式までは決まっていたね。しかし、破碎選別施設については、ここに併設するということが最初から議題に載っていましたか。そこをお聞きしたいのです。</p>
岡崎課長	<p>そのことにつきましては、昨年の技術検討委員会からの続きで、私どもとしては、焼却施設と合わせて、現在、函館市に設置されていない破碎選別処理施設の整備についても検討するということが、この委員会の基本条件の中でも破碎選別処理施設を建設すると決定されているわけではございません。他都市の状況や函館市の置かれている状況からすれば、破碎選別処理施設の設置についても検討すべきであろうと考えております。それに係る面積や費用、効果も明らかにしながら施設整備基本計画の中にどう盛り込んでいくかということ課題としていきたいということで、この委員会の資料や基本事項の中には、設置を検討という形で入れさせていただいております。</p>
山本委員	<p>検討ということは、ここである意味では決定ということも考えられるのですか。</p>
岡崎課長	<p>決定といいますか、基本計画に盛り込むためのご意見を委員会で検討している中で、どういう意見に集約されるかを伺う場として考えているということです。ですから、もしこの議論の中で破碎選別処理施設について、函館市の置かれている将来的な状況からすれば、この焼却施設の整備とあわせて整備すべきということになるか、あるいは、その状況をもう少し見て、別のところとなるか、そこはい</p>

	<p>ろいろな考え方があろうかと思いますが，施設整備基本計画の中に一定の方向づけをするためのご意見を伺いたいと考えております。</p>
築田委員	<p>今議論されているのは，破碎選別処理施設を併設する場合に，1.7ha必要でしょうということだと思っております。そうであれば，それを併設することによって場所を選定する場合にしやすいか，しにくいかというのが0.5haの点で随分変わってくるのではないかと思います。ですから，山本委員のようなご意見が出てくるのではないかと思います。</p> <p>その辺のところを加味すると，大は小を兼ねるではないですが，1.7haで考えながら選定しようとしているのかということの答えをいただければわかりやすいという気がします。</p>
岡崎課長	<p>今，基本条件として考えているのは，1.7haではなくて，少なくとも1.2haということです。ただ，実際に選んだときに，それが1.2ぎりぎりなのかどうか，1.7というのは，統計上，他都市の状況を見て出した数字ですので，仮に1.5だったら絶対に破碎選別処理施設はできないのかというのは，現地の配置計画による部分もございますので，まずは広く候補地を抽出するために最低限の1.2haを候補地の面積要件としたいというのがこちらに書いている進め方の案です。</p>
澤村委員長	<p>ごみ焼却施設という意味では，破碎選別処理施設は併設するのが望ましいというイメージですね。ただし，これから検討していくうえで必要な面積のところ neck になると，それが足かせになってしまう場合もあります。</p> <p>ですから，今のところは，破碎選別処理施設抜きの1.2haを下限值として，もちろん，それより大きな好適地が見つければ，それもリストに含まれるということです。それは，出てきたものを見て，その中から検討するということになると思います。</p> <p>荒井委員に伺いたいのですが，例えば，破碎選別処理施設を別の場所に設置することは可能でしょうか。</p>
荒井委員	<p>それはもちろんできますけれども，最近では，発電をして，電力を自前で賄っているところがあります。そういう場合は，破碎選別処理施設が隣にあった方がコストを下げの要因になりますし，収集運搬の経路からいっても同じところにあった方が良いでしょう。</p> <p>青森市もそうですが，敷地面積として青森市の工場は破碎選別処理施設を入れて51,000㎡です。そういう意味で，ぎりぎり小さいところとして1.2ha，破碎選別を入れて1.7haです。実際の適地を選び出すと，2haあるところもあるし，1.2haぎりぎりのところも必ずあると思いますので，その数字を見ながらこの委員会で議論していったほうがよろしいと思いました。</p>
澤村委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>やはり，作るなら作った方が良いでしょうね。結構なエネルギーを使</p>

	<p>うというふうに前回の委員会で聞いております。</p> <p>そのほかはいかがでしょうか。</p>
小貫委員	<p>ネガティブマップの課題，候補地を選定すると，かなりきつい状況にあるのですが，この10か所程度という意味は，アバウトなのか，何か意味があるのか，そこを聞きたいと思います。</p>
岡崎課長	<p>最初に進め方等で，いろいろ参考にさせていただいております全国都市清掃会議の設計要領において，絞り込みを10か所程度ということで行っております，これがぴったり10か所になるのか，十数か所になるのかは一つの目途としてお示ししております。作業を進める中で整理されて，次回の委員会にリストアップされた候補地としてお示しする予定と考えております。</p>
浅木副委員長	<p>日乃出の清掃工場の現在地で改修しての可能性の検討をしようということですが，更地に一からつくる場合にコスト面に差が出るということがわかれば教えていただきたいと思います。</p> <p>また，候補地のリストアップで，「国道，道道および都市計画道路からおおむね2 km以内の地域」とあります。これは，収集運搬という理由からだと思うのですが，2 kmとしている理由が何かあれば教えていただきたいと思います。</p>
岡崎課長	<p>先ほど言われた大規模改修の費用についてですが，まだ具体的な概算事業費というところまでは調査しているわけではございませんので，一般論になりますが，新規整備に比べれば改修のほうが，建屋を利用できるという面では事業負担が少ないということは一般的に言われております。ただ，建屋自体にも一定の補強や補修があるとなれば，そのことも考えなければならないということと，プラント改修に伴うさまざまな経費もトータルで考えていかなければならないと思います。</p> <p>建設費のみで言うと，一般的に新設よりは改修のほうが負担が低いと言われております。</p> <p>また，主要道路からおおむね2 km以内の地域ということですが，主要道路からの距離を要件としているのは，浅木副委員長が言われたとおり，施設整備における取付道路や，将来的な収集運搬コストということで考えています。この2 kmというのは，1 kmとか1.5 kmという考え方もありますが，市内の道路網から実際に該当するエリアなどを考えたときに，大体，函館市の場合では2 kmが適当と考えました。</p>
澤村委員長	<p>ほかはいかがでしょう。</p> <p>候補の中に現在の日乃出工場が含まれるということですが，ここで実際に改修するとなると，その間の運転をどうするかということが出てきます。処理能力を確保できるのかということですね。</p> <p>技術検討委員会ではほとんど新設を想定した検討だったので，こ</p>

	うなると、もう一度検討しなければいけないことが増えてくると思います。その辺は何かありますか。
岡崎課長	確かに、プラント改修の検討に当たっては、新規整備以外の課題がありますので、現在、事務局としてもいろいろ調査検討をしているところです。その結果も合わせた形で、議論を考えていきたいと思っております。
澤村委員長	よろしく願います。 ほかはよろしいでしょうか。
築田委員	全体の工事費について質問したいのですが、新設でどこかに建設された場合、今ある工場などは全て更地になってしまうのか、全部解体してしまうのかということをお聞きしたいと思います。
澤村委員長	ほかの場所に建設した場合に、ここはどうなるかということですね。
岡崎課長	新しい場所に新規建設すると、こちらの工場は停止ということになります。解体後は、廃棄物関係になるかどうかは別として、土地利用ということになるかと思えます。
築田委員	改修工事に伴う費用の中に、ここが全部解体される工事まで含めてのざっくりのコストをしっかりと出さないと、実際に建設にかかわったものだけ、改修プラントにかかわっただけのものではなくて、ここがなくなるということは、それだけの費用がかかりますし、恐らく炉や煙突などダイオキシンの処理などもしなければいけないコストも含めて、全部出さないとはっきりした金額は市民に示せないのではないかと思います。単に改修が安いということになるのかどうか、その辺の議論も私たちのテーブルにのせていただかないと議論できないと思います。
澤村委員長	おっしゃるとおりで、ある意味、ライフサイクルコスト全体で考えていかなければいけないですね。
荒井委員	新設の場合は、新規に施設をつくって、日乃出工場が要らなくなるので解体ということがありますが、全国的に見ると、国の交付金を使って解体するケースが多いので、用途的に、日乃出工場を解体して平地にして公園に使うという場合は、国から交付金はないということで、そこで全国の自治体が躊躇しているケースが多いです。 また、改修して使うということになると、改修するときに解体するのは焼却の部分あるいは公害防止設備部分だけですから、煙突などは当然残りますし、建築物そのものは残るので、費用として発生するのはプラントの建設費用と、建築物が今の耐震基準に合っていないとかいろいろあります。また、ごみピットは、最近のものは災害廃棄物を考えて大きくつくっています。それが改修の場合はなかなかできないとかいろいろな課題があるので、その辺も含めて評価をするということが必要になってくると思います。

	<p>とにかく、改修した場合は建屋を解体して更地になってしまうということはないです。</p>
澤村委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに何かありますか。</p> <p>(「なし」と発言する者あり)</p> <p>なかなか難しいと思いますが、この条件で候補地を10か所程度見つかるかどうかということもありますが、絞り込んで候補地をリストアップしていくということで、その経過を見てこの委員会で検討ということになるかと思います。</p> <p>それでは、施設整備予定地の第2次選定の進め方については、資料3の方針で進めていくことにいたします。</p> <p>以上で予定されていた議題については終了しましたが、次回以降の第2次選定の結果の検討と、整備予定地の候補は具体的な場所が出てきますので、そういう議論が予定されています。</p> <p>そこで、これは委員の皆様にご検討いただきたいのですが、委員会の運営として、次回の会議の公開と議事録、会議資料の扱いについて協議をしたいと思います。公開にするか、ある程度の部分は非公開にするかということですが、これについて、事務局から案がありましたら説明してください。</p>
岡崎課長	<p>それでは、委員会の運営に係ることではございますが、事務局としての案についてご説明いたします。</p> <p>ただいま澤村委員長がお話しされましたとおり、次回の第5回委員会から第2次選定の検討結果等、整備予定地について論議をいただく予定になっておまして、事務局としては、委員の皆様により具体的でわかりやすい資料を提出することを考えておりますが、そういたしますと、どうしても実際の箇所が特定されることとなります。</p> <p>この件について、会議をそのまま公開いたしますと、審議途中で未確定な段階での候補地の情報を取り扱うものになり、個人の所有地等を含め土地の評価等に関する論議も見込まれ、地域住民等に無用な混乱を起こすなど、外部に予期せぬ影響が波及し、委員会の適正な運営に支障を及ぼすおそれもありますことから、事務局といたしましては、他都市における例等を参考に、第2次選定、第3次選定に係る会議については非公開とし、会議終了後に公開いたします会議録および会議資料の取扱いにつきましては、第1回委員会でご了解いただいたとおり、会議の会議録については発言者を「委員長」「(A) 委員」「事務局(職名)」の3区分で表記し、発言の要旨とすること。また、会議の資料については、非公開情報の表記を工夫するなどして情報提供を行うこととすることが適当ではないかと考えているところでございます。</p>

	<p>以上です。</p>
澤村委員長	<p>ここは非常にデリケートな問題ですが、今の事務局案について、皆様からご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>正論から言えば、全部公開してしまえば良いということもありますけれども、まだ未確定の情報が含まれているということです。ですから、全部クリアにすれば良いのだということか、きちんと混乱を生じさせないように配慮したやり方が良いのかということです。</p>
小貫委員	<p>最初から全部開示するということになると、特定の地域がいろいろ出てくると思うのです。その地域に対して、要らぬ混乱を招く可能性も大で、それは本当にデリケートな部分だと思います。ですから、事務局から提案があった内容で進めたら良いのではないかと私は思います。</p>
澤村委員長	<p>今、事務局案のようなやり方が良いのではないかという意見がありました。ほかはいかがでしょう。</p>
山本委員	<p>情報公開を第一条件にしていると思いますが、議案の内容によりけりだと思います。今日もメディア関係の方もいらしていますが、その部分だけを抽出して報道されることがままあります。ですから、私は、事務局の意見の方が良いのではないかと思います。</p>
荒井委員	<p>私も、皆さんがおっしゃるとおり、事務局の提案どおりが良いかと思います。非常にプライベートな話というのは、利害が絡んだりしているので、非常に混乱を招きます。それこそ、地域内での対立関係も出るということもありますので、できましたら、今の事務局提案どおりの形のほうがよろしいかと思います。</p>
澤村委員長	<p>この委員会としても、これから案をつくる事務局としても、全く公平なフラットな立場で、まずは候補地を挙げると。公平に挙げた上で余計な混乱というのは避けたいところです。</p> <p>今、全体的には、きちんと配慮した形での情報公開という意見が多いようですが、そちらの方針でよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」と発言する者あり)</p> <p>ただし、今後のいろいろ進めるプロセスやどのように行われたかについては、きちんと記録として残して、最後には説明責任がございいますので、きちんと市民にご説明できるような資料をきちんと準備したいと思います。</p> <p>それでは、次回以降の施設整備予定地に関しては、会議自体は非公開となります。そして、この会議の後に公開する会議録、会議資料については、表示を配慮して出すことにいたします。</p> <p>このような形でよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と発言する者あり)</p> <p>それでは、以上で第4回函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会を終了いたします。</p>

	<p>皆様，本日はどうもありがとうございました。 事務局にお返しいたします。</p>
三上主査	<p>以上で本日の委員会を閉会いたします。 なお，次回の委員会は，1月24日火曜日の開催を予定しております。 委員の皆様，本日は，長時間にわたり，どうもありがとうございました。</p>